

職員との雇用上の
トラブル、
どう対応すればいい?

給与体系の見直しに
ついて妥当か
どうか聞いてみたい

セクハラや
パワハラはどこに
相談すればいいの?

やめたいのに
やめさせてもらえない

県内の
福祉関係の事業所
の皆様へ(事業者)

県内の
**福祉関係の事業所で職員として
働いている** 皆様へ(従事者)

(社会保険労務士)

社労士による 無料専門相談のご案内

静岡県社会福祉人材センターでは、社会保険労務士による
無料専門相談を行っています。お気軽にご相談ください。

秘密保持 秘密厳守です。個人の情報は必ず保護します。



HP(社会保険労務士相談)

予約制

- ① Googleフォームから予約。
- ② 別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、
事務局までFAXまたはお電話で予約。
- ③ E-mailで予約。

いずれかの
方法でご相談
ください



面談

電話

ZOOM

相談
方法

面談・電話・
オンライン【 ZOOM 】の
いずれかを選んでください。

相談
時間

原則、面談・オンラインは1時間、
電話は30分が目安です。

事務局

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館「シズウエル3F」
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

〔 静岡県社会福祉人材センター 〕
TEL:054-271-2110
FAX:054-272-8831

〔 東部支所 〕
TEL:055-952-2942
FAX:055-952-2943

※相談員の都合により、日程が変更になる場合があります。

予約方法

1

Google
フォーム

ホームページ上のGoogleフォームから予約

2

FAX
送付先



054-272-8831

3

メール
アドレス

jinzai@shizuoka-wel.jp



事業所用



従事者用

- ・各会場とも 面接・電話・オンライン【ZOOM】による相談が可能です。
- ・相談時間は原則、面談・オンラインは1時間、電話は30分が目安です。
- ・当日でも空きがあればお受けできます。

社会保険労務士専門相談申込書

記載日： 年 月 日

対 象	事業所 ・ 従事者 ※いずれかに○をつけてください			
相談者名	職名		氏名	
法人名				
施設種類				
事業所名				
所在地	〒 -			
連絡先電話番号	() -			
メールアドレス	@			
◆ 相談希望日時 (※日程表より記入してください)	第1希望	月 日 :	第2希望	月 日 :
◆ 相談方法 (※いずれかに○をつけてください)	面談 ・ 電話 ・ オンライン(ZOOM)			
◆ 相談項目 (※該当項目を○印で囲んでください)	就業規則 ・ 雇用管理 ・ 人事管理 ・ 福利厚生 労働法 ・ 労使関係 ・ 社会保険 ・ その他			
具体的な相談内容 【簡潔に記入してください】				